

序

駒村圭吾教授は、令和七（二〇二五）年度末をもって慶應義塾大学法学部をご退職される。駒村先生は、平成一五（二〇〇三）年に、慶應義塾法学部に着任されてから、二〇年以上の長きにわたり、慶應義塾の発展に尽力されてきたことになる。

先生と慶應義塾のつながりは深い。先生は、平成元（一九八九）年に慶應義塾大学大学院法学研究科を単位取得満期退学されているが、平成五（一九九三）年まで慶應義塾大学新聞研究所（現在のメディア・コミュニケーション研究所）に研究員として在籍されていた。同年からの白鷗大学法学部でのキャリアを経て、前述のとおり平成一五年に塾法学部で助教授として着任された。着任の翌年には、大学院法務研究科助教授の職にも就かれ、ここから学部教育とともに、新設されたばかりの法科大学院を兼任して、法曹養成においても義塾をけん引された。平成一七（二〇〇五）年からは法学部教授、さらに大学院法務研究科教授としてもご活躍されている。平成二〇（二〇〇八）年からはプリンストン大学東アジア研究所、翌年から一年間はハーヴァード大学ライシャワー日本研究所・ウエザーヘッド国際関係研究所に訪問研究員として留学を経験された。その後も、ライシャワー研究所で憲法改正リサーチプロジェクト諮問委員会の委員、義塾とライシャワーの共同研究プロジェクト『この国のかたち』共同ディレクターを務められるなど、学術国際交流において、義塾とハーヴァード・ライシャワーとの間の友好関係の構築に大いに寄与された。

さらに先生は、カリキュラム運営委員会委員長、法学部長補佐、大学評議会委員、慶應義塾高等学校・校長、

慶應義塾常任理事、グローバルサーチインスティテュート (K G R I) 初代所長、X Dignity センター運営委員長といった形で、塾内及び学部内での数々の要職を歴任された。先生が、義塾のさらなる発展のために身を粉にして邁進されたのも、ひとえに慶應義塾に対する熱い思い入れがあるからこそであろう。いまや先生は、法学部に留まらず義塾全体にとって余人をもつて代えがたい存在といえる。

もちろん研究面での先生の功績にも多大なものがある。先生は、ご専門とされた憲法分野において、常に学界の議論をリードされてきた。アメリカを比較法研究の対象国とし、人権及び統治に関する類まれなる業績を数多く世に送り出された。特に、初期の業績である『権力分立の諸相』は、アメリカの独立行政機関に関する研究の成果であり、この頃から統治制度の設計 (デザイン) に注意を払われてきたことがわかる。そのような統治制度のデザインに対する先生のご関心は、後年に京都大学の政治学者・待鳥聡史教授との共編著として上程された『統治のデザイン——「日本の憲法改正」を考えるために』にもつながっている。

またこうした統治のデザインとともに欠かすことができない業績が、「表現の自由」や「報道の自由」に関する論稿の数々だろう。『ジャーナリズムの法理——表現の自由の公共的使用』はその代表作といえるが、ジャーナリズムの理解を情報の発信者と受信者を媒介する役割を担う媒体モデルと使命 (エトス) と呼ばれる行動規範のもとで行動する実体モデルに分類して議論が展開されており、単に表現の自由に関する著作として優れているのみならず、ジャーナリズムとは何かという問いについても丁寧に紐解かれた研究といえる。その内容はインターネットが広く普及し、マスメディアが媒介機能の優位性を失った現代においても、色褪せることはない。このほかにも先生は、『表現の自由Ⅰ——状況へ』『表現の自由Ⅱ——状況から』を鈴木秀美名誉教授との共編で手がけられている。同書は、表現の自由領域における一線級の研究者と実務家により書かれた論稿が数多く所収された、大変厚な研究書である。

また最近では、インターネット・オブ・ブレインズ、神経法学といった最新の情報技術に関する領域にも研究関心を広げられている。先生は、JSTのムーンショット目標1・研究開発プロジェクト「身体的能力と知覚能力の拡張による身体の制約からの解放」(PM・金井良太(株) 国際電気通信基礎技術研究所経営企画・イノベーション協創部担当部長)の課題推進者として、ニューロ・テックの実装に関するELSIを行う「IoBS (“Internet of Brains” Society)」研究ユニットを立ち上げられ、同研究ユニット編で出版された『インターネット・オブ・ブレインズの法——神経法学の基礎と事例研究』の編集代表を務められた。第一部では神経科学の研究者と法律家で構成される研究ユニットメンバー間での対話を記録し、第二部では設定された仮想事例に対するELSIについて検討が行われている。このように駒村先生の研究に対する関心領域の幅広さには驚かされるばかりだが、憲法学という分野に閉じこもることなく、分野を越境して学際的に研究や企画を行うことを積極的に進めておられる姿は、後進の私たちにとって学ぶべき点が多い。

さらに教育面における先生の貢献にも多大なものがある。二〇期を超える学部ゼミには、各期に大勢の学生たちが所属し、先生からの厳しくも温かい薫陶を受けて、政治・経済・法務などの各界へと巣立ち、一大勢力を築き上げている。さらに、大学院での後進研究者育成においても尽力をされ、先生の手厚い指導を受けた何人もの憲法研究者は、研鑽に励み、それぞれの専門領域で活躍を続けている。さらに法科大学院の法曹養成にも力を注がれた。そうした中で行われた『法学セミナー』誌での連載は、『憲法訴訟の現代的転回——憲法的論証を求めて』としてまとめられ、多くの法曹志望者たちの手にとられている。また、大学という象牙の塔を飛び出して実際の憲法訴訟にもかかわり、大学人としての社会貢献の役割を積極的に果たしておられる姿も印象的である。特に、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各裁判所で行われた一連の同性婚訴訟に、意見書を執筆されるなどして深くかわられたことは、憲法学の発展にとっても特筆すべき功績となっている。

ところで本退職記念論文集は、献辞・対話パート・論文パートという『法学研究』の長い歴史の中でも類を見ない形で構成されている。まさに先駆的で独創性に富んだ駒村先生を送りだすのにふさわしい論文集になっているといえるだろう。本論文集の対話パートでは、先生のもとを巣立った「駒村門下」と先生ご自身との間で交わされる温かみのある、しかしながら緊張感をはらんだやりとりを見ることができる。

先生が、塾法学部を去られることはわれわれ法学部に残る同僚にとって寂しいことである。しかし、われわれは、同時に、先生が人生の新たなステージでこれまで以上に活躍されることも確信している。先生の今後ますますのご健勝とご多幸を祈念するとともに、長年にわたる塾法学部への貢献に対するささやかな感謝のしるしとして、本号をここに進呈させていただきたい。

二〇二六年三月

法学部長 亀井 源太郎